

確認対象施設について

技術基準対象施設 (港湾法施行令 第19条)	確認対象施設 (港湾法施行規則 第28条の2)	設置水深10m未満	設置水深10m以上
水域施設			×
外郭施設	水門・閘門		●
	上記以外の外郭施設	○	●
係留施設	水深7.5m以上の係留施設	○	●
	危険物積載船(海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第22条第2号の危険物積載船をいう。)、旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。)又は自動車航送船を係留するための係留施設(貨物の積込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。)	○	●
	レベル2地震動(技術基準対象施設を設置する地点において生じると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。)への耐震性を有する係留施設	●	●
	上記以外の係留施設	×	×
臨港交通施設	道路及び橋梁		○
	上記以外の臨港交通施設		×
荷さばき施設	固定式及び軌道走行式荷役機械(大規模地震対策施設)		●
	上記以外の荷さばき施設		×
保管施設			×
船舶役務用施設			×
旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設			×
廃棄物埋立護岸	同左	○	●
海浜	同左		●
緑地及び広場 (当該港湾の港湾計画において、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第16条の大規模地震対策施設として定められているものに限る。)	大規模地震対策施設の緑地及び広場		●
	上記以外の緑地及び広場		×

技術基準対象施設
 確認対象施設

× : 設計法によらず適合性確認が不要
 ○ : 国土交通大臣が定めた設計方法による場合、適合性確認は不要
 ● : 適合性確認が必要